

令和5年3月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和5年3月23日（木）午後2時30分～午後3時48分
2. 場 所 市役所新館4階 第1委員会室
3. 出席者
教育長 大下 達哉 教育長職務代理者 植原 和彦 委 員 谷口 馨
委 員 和田 郁美
4. 事務局出席者
教育総務部長 藤浪 秀樹／学校教育部長 片山 繁一／生涯学習部長 牟田 親也
総務課長 井上 慎二／学校適正配置推進課長 池内 正彰／学校給食課長 濱崎 賢治
学校管理課長 樋口 泰城／産業高校学務課長 田中 幸博／学校教育課長 松本 秀規
人権教育課長 八幡 泰輔／生涯学習課長 井出 英明／スポーツ振興課長 庄司 彰義
郷土文化課長 西村 久美子／図書館長 橋本 純／総務課主幹 柿花 真紀子

開会 午後2時30分

前回会議録について承認された。本会議録署名者に和田委員を指名した。
傍聴人0名。

○大下教育長

ただいまから、3月定例教育委員会会議を開催します。

報告第14号 新入学児童への寄贈物品について

○大下教育長

報告第14号について、説明をお願いします。

○松本学校教育課長

報告第14号につきましては、新入学児童への寄贈物品についてです。

寄贈品一つ目は防犯ブザー、小学校入学予定児童分＋予備で計1,606個、換算額は不明です。
寄贈者は大阪府民共済生活協同組合様です。

寄贈品二つ目は防犯笛、小学校入学予定児童分＋予備で計1,550個、換算額は不明です。寄
贈者は、日本マクドナルド株式会社様です。

寄贈品三つ目は、クリアファイル、小学校入学予定児童分＋予備で計1,650枚、換算額は不
明です。寄贈者は、一般財団法人大阪府教職員互助組合様です。

寄贈品四つ目は、交通安全ワッペン、小学校入学予定児童分＋予備で計1,832個、換算額は
不明です。寄贈者は、株式会社みずほフィナンシャルグループ様、損害保険ジャパン株式会
社様、明治安田生命相互会社様、第一生命保険株式会社様です。

寄贈目的は新入学児童への安全啓発のためです。寄贈年月日は令和5年3月下旬です。それぞれの寄贈品の写真は別紙のとおりです。

○大下教育長

報告が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

毎年いただいており本当に有難いことです。1年生から2年生あるいは3年生と学年が上がりましたら、こういった物品はどのように扱われているのでしょうか。誘拐されたり、いたづらをされたりという事について、1年生に対しては見守るということではしっかり目を行き届かせているかと思いますが、学年が上がると、子ども達自身も通学途中で道草をしたりすることもあり、そういった時に事件が発生するという事もあるかと思いますが。先日、患者さんから、2年生になるから黄色い帽子を被らなくて嬉しい、という話を聞きました。黄色い帽子はドライバの目につくようにという事で、名古屋辺りで交通事故等の未然防止で始まり、実際に車の事故に遭う子が激減するなど、効果があるものと聞きます。小学生3～4年生位までは、危険な目に遭いそうになった際に自分で逃げるというのもなかなか難しいと思います。このような物品を配る際には、1年生が終わったらこれは持たないでいいやという事ではないという事も合わせて注意喚起いただくようお願いいたします。

○松本学校教育課長

はい、わかりました。

○植原教育長職務代理者

新1年生の人数は、増減などどのような傾向が出ていますか。

○井上総務課長

現在の1年生が1,484名、2年生が1,544名となり減少しています。未就学児では、ある年では上がった横ばいとなったりといった状況も見受けますが、やはり右肩下がりという状況のようです。

また、全国の市町村に設置努力義務のある子ども子育て会議における、子ども子育て支援事業計画の中では、教育・保育施設の見込み数及び確保量についての計画が記載されており、その計画の今般の見直しの資料に実態数の記載がありますので、申し上げます。5歳児1,444名、4歳児1,473名、3歳児1,384名、2歳児1,375名、1歳児1,389名、0歳児1,270名ということで、年度間で上がり下がりは多少ありますが、全体的には下がっている傾向です。

○大下教育長

今の5歳児が例えば0歳、1歳の頃に何名いて、社会減でどれ程減ったかということもありますね。

○井上総務課長

はい。社会減に関しては歳児別になりますが資料に記載があり、令和3年度から令和4年度にかけて、0歳から1歳は52名増、1歳から2歳は12名減、2歳から3歳は4名増、3歳から4歳は21名減、4歳から5歳は変化なし、となっています。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 15 号 令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（岸和田市概要）について

○大下教育長

報告第 15 号について、説明をお願いします。

○松本学校教育課長

報告第 15 号につきましては、令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（岸和田市概要）についてです。

令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、市民に対して説明責任を果たすとともに、本年度の結果を踏まえての改善についてのポイントを明確にし、体力向上を推進してまいります。別紙をご覧ください。

1 頁目は概要、目次です。2 頁目から結果内容です。

2 頁目、3 頁目です。体力合計点について、小学校は、全国と比べると課題は残るものの、市内の男子の体力合計点は、府よりも 0.2 ポイント高く、女子の体力合計点は、府よりも 0.3 ポイント低いという結果で、大阪府とほとんど差はありません。中学校は、市男女ともに、府の体力合計点を上回る結果で、全国ともほぼ変わらず、差は縮小しています。T 得点という全国平均との比較について、小学校は、男子に関しては 50m 走、ソフトボール投げ、上体起こしが全国を上回っています。女子に関しては 50m 走、ソフトボール投げが全国を上回り、握力が同数値という結果でした。中学校は、男子に関しては握力、上体起こし、反復横とびが全国を上回り、50m 走が全国と同数値という結果でした。女子に関しては反復横とびが全国を上回る結果でした。

4 頁目、5 頁目です。経年変化について、小学校は、男女とも上体起こしは向上し、男女とも反復横とび、20m シャトルランは低下傾向です。立ち幅とびは男女ともに過去最低となっています。中学校は、男子の握力は向上傾向、女子の立ち幅とびも向上傾向、男女ともに 20m シャトルランは低下傾向、男子は過去最低となっています。女子の上体起こしは低下傾向です。

6 頁目、7 頁目です。運動時間について、小学校中学校とも同じ傾向で、男女とも 1 週間の総運動時間が 0 分～59 分の児童の割合が減少するとともに 7 時間以上の児童の割合は増加しています。また、男女ともに運動時間が長くなるにつれ体力合計得点は高い傾向にありました。

8 頁目、9 頁目です。体育の授業について、小学校は、男女とも体育の授業が「楽しい」、「やや楽しい」と思う割合は、全国や府平均よりも低かったです。一方で岸和田市の経年比較をすると、男子は向上傾向であり、女子は横ばいでした。中学校は、男女とも体育の授業が「楽しい」、「やや楽しい」と思う割合は、全国平均よりも低かったが、府平均と同等でした。一方で岸和田市の経年比較をすると、男女ともには向上傾向であり、授業改善の成果が表れてきたと捉えることもできると思います。

10 頁目です。今後の方向性については、体育授業の充実と教員の授業力向上に向けて、体を動かすことやスポーツの楽しさを味わうことができる授業づくりの充実、改善が重要であると認識しています。種目別で課題のあるものは、引き続き、岸和田市体力向上支援委員会で分析し、子ども達の体力向上につながる取組を検討していく必要があると思っています。

○大下教育長

報告が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

コロナが運動に影響を与えたというような分析やその結果が出ていたりしていますか。

○松本学校教育課長

コロナ1年目の時は本調査自体が中止でした。3年度、4年度に関して、コロナとの関わりについての詳細な分析は市としてできておりませんが、全国的には体力低下があるのではと言われている中、岸和田市を見ますと、子ども達の体力は、現状、向上傾向にあります。また、コロナが出始めた頃と今とを比較すると、運動時間は確かに増えてきています。

○谷口委員

去る2月8日に学校保健会の合同研究会があり、その中で、岸和田市では平成29年までは小学校1・2年生に肥満が多かったが、今は改善しているという発表がありました。運動時間が増えてきていると聞き、その辺りも関連性があるのかなと思います。運動と肥満はかなり関連があると思いますので、まとめにも記載されている2極化しているという点で、運動をしていない子に対する働きかけや対策を是非お願いしたいと思います。

○松本学校教育課長

運動と肥満には確かに関わりがあると思いますので、その辺りも分析し、活かしていきたいと思います。

○植原教育長職務代理者

平成25年・26年頃は、岸和田市は学力とともに体力も大変低い状況でした。全国平均並み又は悪くても府平均に何とか追いついたといった今回の体力結果は、部課長、大学の先生、指導主事など一丸となって様々な体力向上の取組を行ってきた表れであり、非常に頼もしく聞きました。是非、学力向上についてもそのような結果が出てくるよう願っています。

○和田委員

反復横跳びについて、中学校が高い数値が出ているのと比較すると、小学校はとても低い数値に見えます。何か原因や理由などはあるのでしょうか。

○松本学校教育課長

中学生は成長とともに足の筋肉が出来上がって来たりしますし、踏ん張る力など影響が出ているところがあるのかもしれませんが、また、先生側の計測の仕方も、近年は正しく行うよう努められ精度が上がってきています。いずれにしても、傾向として小学生が低いという事に関しては分析が必要であると思います。

○和田委員

岸和田市は、身体を動かしている子は府より多いですが、学力は府より低いということです。身体を動かす時間が多いがゆえ勉強時間が少なくなっている子、身体を動かす時間が多いが勉強はしない子、といった傾向があるのかなという印象を受けました。

○松本学校教育課長

小中ともに体育の授業は限られますし、小学生は中学生のように部活動はありませんので、家に帰ってからどれだけ身体を動かしているのかが影響してきます。家庭における学習時間とも関係する部分はあるかもしれません。

○谷口委員

ゲームをしている時間と運動時間は確かに関連性が大きいと思います。成績に関しては学力

も運動もともにできる子もいますので、分析が必要になってくるかと思います。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 16 号 岸和田城天守閣の展示について

○大下教育長

報告第 16 号について、説明をお願いします。

○西村郷土文化課長

報告第 16 号につきましては、岸和田城天守閣の展示についてです。

展示名は、企画展「図会でめぐる岸和田・高石の名所旧跡」です。高石市との共催となっています。会期は、令和 5 年 2 月 17 日(金)から令和 5 年 5 月 28 日(日)までです。会場は、岸和田城天守閣 2 階展示室です。

趣旨は、岸和田には古くから名所旧跡と呼ばれた場所が多くあります。現代では史跡名勝に指定された場所もあり、時代を経ても変わらず人々から親しまれてきました。本企画展では今年度から広域連携を結んでいる高石市の名所旧跡もあわせて、名所旧跡に関する絵図や古文書などの資料を展示することで、その歴史的価値を紹介します。これまで守り継がれてきた名所旧跡を後世に伝えていくために、より興味関心を高める機会にしたいと考えています。岸和田市の展示期間の後、高石市で企画展を開催する予定です。

主な展示資料は、堺市以南の名所を紹介した和泉名所図会、積川神社所蔵の積川神社扁額、高石市教育委員会所蔵の高石神社における角力についての書状ほか約 20 点です。

周知方法は、広報きしわだ 3 月号、市 HP に掲載、ポスター、ちらしです。別紙に資料をつけています。

○大下教育長

報告が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

和泉名所図会はガイドブックのようなものかと思います。貴重なものかと思いますので、頁をめくってみることはできないかと思います。掲載されている箇所の一覧や、その頁内容そのものを別に見る事ができると、より興味を持ってもらえるかと思います。

○西村郷土文化課長

掲載箇所を参考に申しますと、積川神社、波多神社、麻福田丸家、楠本神社、久米田寺、西福寺、女郎塚、三好實休塚、岸和田城などです。掲載箇所の一覧の用意を検討します。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 17 号 自動ドア等の寄贈について

○大下教育長

報告第 17 号について、説明をお願いします。

○西村郷土文化課長

報告第 17 号につきましては、自動ドア等の寄贈についてです。

寄贈品名は、両引き自動ドア装置製品及び施工一式です。換算額は、131,296 円です。寄贈目的は、自然資料館入口内側に使用のためです。寄贈者は、東京都中野区の特定非営利活動法人全国自動ドア産業振興会理事長の神林広之様です。寄贈年月日は、令和5年2月13日です。

寄贈に至る経緯ですが、毎年寄附事業を展開されている寄贈者様から、市長部局総務管財課に案内があったものです。予算要求で修繕等も検討していたところでしたので、寄附の申し出に対しエントリーをしました。別紙として写真をつけています。

○大下教育長

報告が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ないようですので、報告として承りました。次に、議案の審議に移ります。

議案第9号 管理監督勤務上限年齢制の導入及び給食費の公会計化等に関連する規定の整備について

○大下教育長

議案第9号について、説明をお願いします。

○井上総務課長

議案第9号につきましては、管理監督勤務上限年齢制の導入及び給食費の公会計化等に関連する規定の整備についてです。

この議案は、記載の4つの規則、規程が複数の理由に伴う改正ですので、一括してご説明します。改正の理由については、①法律の改正に伴い65歳まで定年が延長されること②60歳で管理職から降任される役職定年制度の創設に伴う改正③給食費の公会計化に伴う改正④市長部局の改正に伴う改正⑤その他の改正の4種類があります。

まず「事務分掌規則」については、別紙①の改正の概要として、1. 役職定年に伴う改正で、管理職からの降任に際し、できる限り管理職でない上位の職とする必要があるため、新たに担当長級の職として「担当監」を新設するもの、2. 平成28年度まで総務課で所管していた市立幼稚園児に対する遠距離通園費補助を、幼保の再編に伴い、今後の幼稚園の閉園状況を踏まえ、制度を検討する必要があるため、市長部局子ども家庭応援部から教育委員会に所管を戻すもの、3. 給食費の公会計化に伴い、学校給食課に学校給食費に関する事務を追加するもの、です。別紙③が新旧対照表です。第6条が「担当監」を追加するもの、第9条の総務課の(セ)の「遠距離通学」を「遠距離通学費及び通園費の補助」とし幼稚園の通園費補助の事務を追加、学校給食課に(オ)として学校給食費に関する事務を追加しています。

次に「事務決裁規程」については、別紙④の改正の概要として、1. は事務分掌規則と同様の理由で「担当監」設置に関する改正、2と3は市長部局の規定に合わせ、部長と課長に専決権を与えるもので、2は会計年度任用職員の任用と免職について部長の専決が2か月を超えない職員に限っていたものを任用期間に関わらず、部長の専決にしようとするもの、3は行政財産の目的外使用についてです。これは市が所有する土地や建物等を貸す際の許可の規定になります。従来新規のものを教育長決裁、継続を部長決裁としていたものを、公有財産規則第13条第1項から第5項に規定する公共用や電気、ガスなどの公益事業、厚生施設、公益目的の短期間使用等の定型的なものについては、新規を部長、継続を課長の決裁にしようとするもの、

4は事務分掌規則と同様の理由での幼稚園の通園費補助に関する改正です。同じく別紙⑥が新旧対照表です。第2条の第10号に「担当監」の規定の追加、別表第1の共通専決事項の第5号に会計年度任用職員に関する規定の改正、第10号に行政財産の目的外使用許可の規定の改正を記載しています。

次に「職員辞令式」については、これは、任用や退職等の際の辞令の表記の仕方を定めたもので、前2つの規則、規程と同様に「担当監」設置に伴う改正です。別紙⑨が新旧対照表です。第3条に担当監の規定を置き、一番下、(ウ)で管理職員が担当監に降任することになりますので、降任に関する規定を追加しています。

次に「学校管理運営に関する規則」については、学校校務員に「担当監」を設置する改正です。現在、学校校務員は、非正規化を進めていることにより、小中学校と産業高校を合わせて、11のブロックに分け、そのブロックを2から3を一つのグループとしてグループをまとめるために担当長級の統括主査をグループの中から選任しています。その統括主査が定年を迎えて以降に就くことができる職になります。別紙⑩に改正の概要、別紙⑫新旧対照表の第18条第2項と第3項に担当監を追加しています。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。基本は市の規定の改正に準じて、対応しているということですね。

○井上総務課長

はい、そうです。

○植原教育長職務代理者

担当監はどういった業務に従事されますか。名称は全国で統一されているのでしょうか。

○井上総務課長

業務としては、管理職ではなくなり担当長級へと降任にはなりますが、今までの経験を活かして業務についていただく事になります。また、担当監という名称ですが、全国统一の名称ではなく、岸和田市での職名として規定したものです。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認する事とします。

議案第10号 岸和田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

○大下教育長

議案第10号について、説明をお願いします。

○井上総務課長

議案第10号につきましては、岸和田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正についてです。

大阪府がその人件費を負担している、府費負担教職員に関する規則について、府の規定に合わせ改正するものです。

改正理由の1つ目は、「定年前再任用短時間勤務職員」と「暫定再任用」制度の創設に関する改正になります。参考資料をご覧ください。現在60歳の定年後65歳まで勤務する再任用制

度で短時間勤務するものを「再任用短時間勤務職員」と言います。令和5年度から順次定年年齢が引き上げられますが、例えば令和4年度58歳の者は、62歳で定年となりますが、60歳を超えて61歳と62歳はフルタイムで働くか、「定年前再任用短時間勤務職員」になることができます。また62歳で定年を迎え、65歳までの3年間は暫定再任用となり、フルタイムと短時間が選べるようになります。

改正内容については、別紙③のとおりで、第2条及び第4条と附則では、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「暫定再任用短時間勤務職員」は令和14年度には無くなる職ですので、附則の経過措置で規定しています。また、第3条は、より柔軟な勤務時間管理を可能とするため勤務時間の割り振り（振替）を可能とする範囲を拡大するために、府条例第11条に規定する業務を追加するものです。第5条についても府条例の改正に伴う子育て部分休業に関する規定の追加になります。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

基本は府の規定の改正に準じて、対応しているということですね。

○井上総務課長

はい、そうです。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認する事とします。

議案第11号 岸和田市教育委員会文書管理規程の一部改正について

○大下教育長

議案第11号について、説明をお願いします。

○井上総務課長

議案第11号につきましては、岸和田市教育委員会文書管理規程の一部改正についてです。

この改正は市長部局の「岸和田市文書管理規程」の改正に合わせたものになります。

内容としましては、実務に即した見直しと、詳細な規定については、文書管理規程ではなくマニュアル等で別に定めるための改正になります。

別紙③をご覧ください。第15条と改正後の第16条では、複数の課が関係する文書の取扱いについて、「電話又は口頭」となっているものを「口頭（電話を含む。）又は文書」に改めることや、速やかに検討することなどを定め課題の解消を図っています。

その他改正前の第16条と第18条、第22条については削除となっており、これらの詳細な規定については、今後マニュアルで整備されるものになります。

第23条の2は削除された条に関連する規定を削除しています。

また、様式第2号も削除となっていますが、これは電子決裁導入前の起案文書の様式です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

基本は市の規定の改正に準じて、対応しているということですね。

○井上総務課長

はい、そうです。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認する事とします。

議案第 12 号 岸和田市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に係る保護者等負担金の徴収に関する規則の制定について

○大下教育長

議案第 12 号について、説明をお願いします。

○井上総務課長

議案第 12 号につきましては、岸和田市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に係る保護者等負担金の徴収に関する規則の制定についてです。

校内や通学途中等、学校の管理下における災害に対し、災害共済給付、医療費や障害見舞金又は死亡見舞金の支給を行っている損害保険であるスポーツ振興センター災害共済について、小中学校では、その掛け金を岸和田市では、保護者と市で折半していますが、負担割合が 10 分の 4 から 10 分の 6 の範囲内であつ、保護者負担分を経済的理由により市が負担する場合に、市が負担する額の一部を返還してもらえる制度になっています。

先に別紙③をお願いします。この規則は、返還にあたり法律上は「設置者が定める」とある負担割合を条例や規則等で定めなければならないと、スポーツ振興センターの運用が変更になったため制定するものです。

別紙②をお願いします。制定にあたり免除や徴収時期、還付についてもあわせて規定の整理を行いました。なお、規定の内容は先行して制定している他の団体の規則等を参考にしました。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

スポーツ振興センターの運用が変更となったので、改めて規定を制定して、今まで市が行ってきた運用内容を落とし込んだということですね。

○井上総務課長

はい、そうです。

○和田委員

高校生の全日制の負担額が、他と比較すると金額が大きいですね。

○井上総務課長

高校生の全日制、つまり産業高校においては、掛け金が 2,150 円と他と比較して多くなっています。そのうち保護者負担が 1,820 円、市負担が 330 円となっているところです。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認する事とします。

議案第 13 号 岸和田市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する規則の制定について

○大下教育長

議案第 13 号について、説明をお願いします。

○濱崎学校給食課長

議案第 13 号につきましては、岸和田市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する規

則の制定についてです。

本件は教育委員会規則第7条第1項第2号の規定により本委員会にお諮りするものです。

教職員の業務負担の軽減の学校給食費の公会計化が、令和5年度より始まりますが、以前、委員会でもご審議頂きました条例ですが、本日開会の本会議で議決しました。別紙⑤として添付させて頂いておりますが、引き続き、条例の施行に必要な規則をご審議頂くとするものです。

今回は議案に記載のとおり、2つの規則を記載しております。この2つの規則のすみ分けですが、給食の実施日や給食の喫食者に関する内容であるため、1つ目に掲げております「岸和田市学校給食の実施に関する規則」で規定し、給食費に関することは予算に係る内容となるため、2つ目に掲げております「岸和田市学校給食費等の管理に関する規則」で規定しております。2つ目の規則は市の規則でございます。ただ、それぞれ関連するものですので、一緒に記載することといたしました。それでは、それぞれご説明させて頂きたいと思っております。

1つ目の「岸和田市学校給食の実施に関する規則」でございますが、これは教育委員会規則として定めようとするものです。別紙①をご覧ください。第3条で「学校給食を実施する日は、学校の校長が定めることとしました。」。第4条では、条例第6条第1項で教職員等給食を喫食する者を定めることとしましたので、給食を喫食する者を定めております。第5条では、この規則に定めるもののほか、学校給食の実施に必要な事項に関しては教育長が定めるものとしたしました。附則関係でこの規則は令和5年4月1日から施行することを記しております。別紙②として条文を添付しております。

2つ目の「岸和田市学校給食費等の管理に関する規則」でございますが、別紙③をご覧ください。この規則は、市の規則として定めようとするものです。第1条では、市長が学校給食費等を管理するため必要な事項を定める旨を、第3条では学校給食の提供を受ける児童又は生徒の区分、アレルギーや疾病など食材に特別な配慮が必要な場合に応じ学校給食費を定めることとした旨を、第4条から第7条では学校給食費の納付額や納期、徴収額の調整や減額についてを、第8条では小中学校の教職員や学校給食を適切に実施するために必要と認められている者等の給食費及び納付については、学校給食費の管理に関する規定を準用することとした旨を、この規則に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項は市長が別に定めることとした旨を、附則関係では、この規則は令和5年4月1日から施行することとしたことを定めようとするものです。別紙④として条文を添付しております。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

実施に関しては委員会規則、給食費に関しては市規則と規定を分けて定めるということです。

○植原教育長職務代理者

実施主体は教育委員会ということでしょうか。

○牟田生涯学習部長

はい。予算執行は市長部局になります。

○植原教育長職務代理者

食中毒などが起きた場合は、市長部局が対応するのでしょうか。

○藤浪教育総務部長

法律的には学校の設置者が実施主体になっていますので、市が実施をしている形ですが、実際の事務の取扱いを教育委員会が行っているという事になりますので、具体的な事務の中で何か生ずれば、教育委員会の責任の範囲で対応を行うこととなります。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認する事とします。

議案第 14 号 岸和田市教育委員会表彰に基づく表彰について

○大下教育長

議案第 14 号について、説明をお願いします。

○庄司スポーツ振興課長

議案第 14 号につきましては、岸和田市教育委員会表彰に基づく表彰についてです。

岸和田市教育委員会表彰に基づく表彰について、令和 4 年 10 月以降、大阪府大会規模以上のスポーツ大会で、優勝するなどの好成績を収められた方について、教育委員会表彰規則に基づき表彰するものでございます。4 月 15 日、市民大会の総合開会式と一緒に表彰も行います。

表彰される方につきましては、国体出場者が監督を入れて 4 名、その他、大阪府や近畿の大会で優勝された方々です。ちなみに、資料記載のアジャタ競技とは玉入れの事です。

○大下教育長

本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○和田委員

アジャタ競技はどのような形で実施されますか。

○庄司スポーツ振興課長

3 人から 5 人で構成されたチーム戦の玉入れです。一般的な玉入れは、一定時間で入れる玉の数を競いますが、アジャタは全ての玉を入れ切る時間を競います。

○大下教育長

他にいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認する事とします。

以上で全ての案件が終了しましたが、他に何かございませんか。

ないようですので、これもちまして本日の定例教育委員会会議を閉会します。

閉会 午後 3 時 48 分

本会議録に相違ない事を認め署名する。

教育長

署名委員